

平成18年3月期の株主総会の留意事項

弁護士 鳥飼重和

1. 今後の株主総会のとらえかた

「物を言う株主」の存在を考えないで、株主総会運営はできない。物を言う株主の代表は、国内外の投資ファンド、厚生年金基金などの機関投資家、株主オンブズマンなどがいる。物を言う株主は、実に行動範囲が拡大し、しかも、会社にとって厳しいと思えるものが増加している。その意味では、「物を言う株主」というよりも、「行動する株主」ととらえるほうが正確である。例えば、敵対的買収や競合的買収を行う、株主提案する、会社提案議案に反対の議決権行使をする、株主代表訴訟を提訴して役員への責任追及をする、敵対的買収防衛策に対し差止請求で争うなどである。

株主総会白書によれば、平成17年6月の株主総会で、ついに、株主が発言した会社が過半数を超え、多数派になった。これは、時代の流れを象徴している。株主の発言のない総会が常識であった時代は去ったということである。しかも、今年の5月から、会社法が施行されるが、これによって、株主総会は大きな転換を迫られることになる。会社法施行により、多数派を形成する会社は、自主的な経営を行うようになり、次第に株主総会では、役員選

任議案が中心となるからである。この点について、簡単に説明しよう。

会社法の施行で、多くの会社は、株主総会の決議を経ないで、取締役会の決議だけで、剰余金の分配、取締役の報酬・賞与、組織再編などを決定する自主的経営の方向にかじを切ると考えられる。そのほうが迅速、かつ、柔軟な経営が可能となるからである。剰余金の分配を取締役会の決議事項とするには、所定の定款変更をすればよい。取締役の報酬・賞与を取締役会限りで決定することも可能であり、そのために、取締役の報酬枠、あるいは賞与枠を株主総会で決議すれば足りる。会社の資産規模の5分の1以下であれば、取締役会決議だけで組織再編できる簡易組織再編をすればよい。

その結果、株主総会の中心課題は、従来の利益配当の決定ではなく、役員選任議案だということになる。剰余金の分配を取締役会決議によることにするには、取締役の任期を1年にする定款変更が必要であるため、毎年、株主総会では、取締役選任議案が必要になるからである。このことは、株主総会における役員に対するガバナンス強化の必要性が肯定され、反面として、役員の説明責任が重くなるということになる。その結果、役員の説明義

務の範囲は、従来の常識を変更しなければならない。抽象的な説明で説明義務を履行したなどという議論は通用しないと考えるべきである。このことから、株主総会の運営方法に関して、前例主義は危険であり、総会運営方法の全面的見直しを要すると考えるべきである。

会社法は、経営者の認識を根本的に改めることを要請しているが、それは同時に、経営の重要な一部である株主総会についても、根本的認識の変更を迫っている。

2. 新会社法の施行と6月総会への適用

結論からいえば、6月総会は、会社法の適用を受けることに問題はなくなった。

会社法施行規則案の段階では、6月総会は、旧商法の適用を受けて行うか、それとも、新会社法の適用を受けて行うかの選択の問題が生じた。その最大の原因は、集中日に総会を開催する場合に、総会の招集を決定する取締役会で、集中日に総会を開催する理由を決議することが必要だという案だったからである。また、社外取締役候補などに関する参考書類の記載事項が詳細にわたる点も、新会社法の適用を受ける株主総会の重荷となった。この2点について、平成18年2月7日に公布された会社法施行規則では問題がなくなった。以下にその点に関して説明する。

会社法施行規則63条1号で、総会を集中日に開催する場合には、その日時を決定した理由を招集の決定をする取締役会で決議する必要性がなくなった。集中日に開催する場合に「その日時を決定したことにつき特に理由がある場合」だけ、その理由の決議が必要となったからである。通常会社では、集中日に総会を開催するのは、慣行的であるにすぎず、特に理由がないからである。

また、会社法施行規則は、社外取締役候補・社外監査役候補などに関して、株主総会参考書類に詳細な記載を要求している（同規則74条4項、76条4項など）。しかし、同規則の附則

5条で、この株主総会参考書類は、施行後最初に開催する株主総会には適用しないことになっている。その結果、6月総会に会社法を適用しても、このように詳細な記載を参考書類に記載しないでもよいことになった。

結論を繰り返すと、6月総会は、会社法の適用を受けて行うことの障害はなくなった。

3. 議案の検討

ここでは、定款変更議案について述べる。

- 1) 定款のみなし規定は、本来、定款変更の決議なしに効力を生じる。しかし、確認的な意味で、定款変更議案に含めることは問題がない。
- 2) 会社法の施行による用語・引用条文の変更は定款変更議案に入れる必要がある。
- 3) 検討事項
 - ① 単元未満株主の権利制限に関し、株主代表訴訟提訴権は制限すべきである。
 - ② 総会招集地の制限の実益に疑問もあるが、少数株主による総会招集の請求に関する抗争が心配であれば、制限することは意味がある。
 - ③ 取締役会だけで剰余金の分配をするには定款変更が必要である。この場合には、株主総会では剰余金の分配を決議しないことも加えておくべきである。
 - ④ 取締役会の書面決議の必要な場合もあり得るから、定款変更しておくべきである。
 - ⑤ 取締役の解任決議の特別決議化、拒否権付種類株式（黄金株）などの買収防衛策は、それぞれの会社の置かれた状況、株主の状況、資本市場の反応などを考慮して、個別に判断するしかない。大切なことは、今年限りで防衛策を考えず、中長期のシナリオを描き、そのシナリオの下で今年やるべきこと位置付けることである。
- 4) 議案を一つにするか、二つにするか

平成17年6月総会で、3社で買収防衛策に関する定款変更議案が否決された。それとの関

弁護士 鳥飼重和（とりかい しげかず）

（略歴） 中央大学法学部卒業。
 税理士事務所勤務後、司法試験に合格。弁護士。
 日本税理士連合会顧問、中小企業庁中小企業政策審議会企業制度部会委員。
 （専門分野） 経営法務を中心とした会社法、税務訴訟を中心とした税法。
 （主著書） 「非公開会社のための新会社法」共著 商事法務
 「株主総会の議長・答弁担当役員に必要なノウハウ」商事法務
 「平成17年株主総会徹底対策」共著 商事法務

係で、総会で否決される可能性がある議案とそうでない議案とを別議案とすることの議論がある。定款変更を一括議案としつつ、総会前日の票読みで、特別決議できない可能性が高いと判断した場合の対処法はいくつかある。誤解を招くといけなないので、ここでは具体的な対応策については述べないが、結論だけいえば、定款変更議案をあえて不自然な二つの議案とする必要はない。

すなわち、従来どおり、定款変更議案は一つとし、個別の機関投資家を訪問して説得するなどの事前の努力で特別決議を可決できるようにするとともに、万が一の場合の対応法をあらかじめ決めておけば、十分に対応できる。

4. 総会の運営方法の留意事項

今後の株主総会では、前例主義は危険である。株主総会の常識は転換すると考えて間違いない。企業価値が社会常識となり、裁判所の判断基準となった現在では、企業価値と無関係だった総会屋の活動を前提として築かれた、従来の株主総会の常識が転換するのは必然的だからである。しかも、今後の多数派となる株主総会では、取締役の1年任期の下で、役員選任議案中心となる。そのため、役員株主総会における説明責任は重くなる。それが説明義務や動議の取り扱いなどに関して、法律的問題となる可能性が高くなる。しかも、物を言う株主は、通常株主の発言に対する不適切な総会運営に対して決議取消訴訟の提訴という行動を起こす可能性もある。その意味では、今後、株主総会運営では、法的リスクに対する十分な対応が必要となってくる。また、株主総会運営は、法律^{かし}的瑕疵がないようにするという法的側面とIRによる説明責任を果たすという側面の両面に対する目配りが必要となる。誌面の関係で、説明義務と動議の処理についてだけを簡単に説明する。

(1) 説明義務

議案に関する説明義務は、従来の常識を転

換する必要がある。抽象的な説明では足りず、通常株主が議案の賛否を決定するについて重要な情報かという具体的な側面から考えなければならぬ。例えば、取締役選任議案に関して、「〇〇取締役候補は、すでに3年間、△△事業部門を統括しているが、業績は赤字続きであり、業績向上をさせていない。それなのに、取締役とする理由は何か。」と質問された場合はどう考えるべきか。従来ならば、次のような説明で説明義務を履行したととされていた。

「〇〇候補は、人格、識見ともに申し分なく、取締役としての資格が十分であると考えたため、取締役候補といたしました。」

一般株主は、この説明で、この候補を取締役とする議案の賛否を決定できるのだろうか。事業部門の責任者であるのに、3期業績を上げられない事実があるとすれば、その者に取締役としての資質がないのではないかと考えるのが通常である。従って、上記事実を指摘された場合は、会社がその候補者が取締役となるだけの資質があることを十分説明しないと、株主は、その者の役員選任議案に賛成してよいのか、反対すべきかの判断はできない。やはり、会社が候補者として議案に入れた以上、取締役にふさわしいという情報を提供すべきである。その意味で、具体的事実を明示して、候補者が取締役としてふさわしいとする情報提供をする説明義務がある。

会社法施行規則の参考書類、特に、社外取締役・社外監査役選任議案の記載事項を読んでほしい。書面などで議決権行使する場合に賛否の判断に必要最小限度の記載が要求されているのが参考書類の記載事項であるが、その記載事項の詳細かつ具体性は、従来の発想からは理解できないものである。株主の立場からの発想で、参考書類の記載に具体性を要求しているのである。その延長線上に、総会場での株主質問に対する説明義務があるのであるから、その説明義務が抽象的で十分だと考える方がおかしい。抽象的な説明でよいと従来の判例が考えていたのは、企業価値の観

念がなかったことと、総会屋中心の株主総会を想定していたことによる、と考えるべきである。従来の説明義務の前提基盤は喪失したと考えなければならない。

(2) 動議の処理

最近の株主の発言は、質問だけでなく、意見も出てくるようになってきている。株主の意見は、動議とつながる可能性があり、特に、議案の内容を修正する意見は修正動議となる可能性がある。修正動議などの必要的動議は、動議として取り上げて処理しなければならないので、しっかりした処理をしないと、決議取消事由となる。その意味で、今後は、動議の処理における法律問題にも慎重な対処が必要である。ここでは、修正動議だけを取り上げる。

修正動議は、議案の内容を修正する株主の意見であり、その意見を議場で諮ることを求める意思に基づくものである。従って、次のような株主の意見は修正動議ではなく、動議として取り上げなくても問題がない。会社提案が1株当たり10円の配当だとする。

「1株当たり10円の配当は低すぎる。もっと高い配当にすべきだ。」

これは意見だが、議案の内容を具体的に変更するものではないからである。

「1株当たり、15円の配当にしてほしい。」

これはどうか。この意見は、議案内容を具体的に示している。しかも、「ほしい」ということを述べているから、15円配当の実現を求めているとも解釈できるので、そのためには、15円配当を議場に諮ってもらいたいという意思を含んでいると理解することは可能である。他方、「ほしい」と言っているのは、議場で諮るところまでの意思は含まず、希望を言っていると理解することもできる。最終的には、意見を言った株主に聞いてみなければ本とのことは分からない。

しかし、慣れた議長は、自分の解釈で、修正動議の余地を切り捨てることが少なくない。

「ご意見として承ります。ありがとうございました。次のご質問をどうぞ。」

これでは、株主の意思を無視した議事整理になる可能性がある。

もう少し丁寧にすると、次のようになる。

「ご意見として承りますが、それでよろしゅうございますか。では、次のご質問にどうぞ。」

これのほうが前の議事整理よりも、株主に対応がこれでよいか、と尋ねているだけよい。

今後は、株主を尊重する株主総会運営をして、法的リスクをできる限り回避すべきである。その観点からすると、以下の例のように株主に意思確認を正確にすることが最も法的には安全である。

「ただいまのご発言は、意見ですか、動議として取り上げることを要望されますか。」

今後の株主総会では、法的な面では明確性を基準として対応すべきである。